胆振海区漁業調整委員会指示第１号

まつかわ資源の保護を図るため、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定に基づき、次のとおり指示する。

ただし、国若しくは地方公共団体、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）による独立行政法人、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）による地方独立行政法人若しくは学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学又はこれらの機関の委託を受けた者が試験研究の用に供するために採捕する場合は、この限りでない。

令和４年６月２３日

胆振海区漁業調整委員会
会長　　岩　田　廣　美

１　指示海域

胆振総合振興局管内沖合海域

２　指示期間

令和４年８月８日から令和５年８月７日まで

３　指示内容

全長３５センチメートル未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中に還元しなければならない。